

行政区画の編成及び区役所の位置

答申（素案）

平成17年8月24日

新潟市行政区画審議会

はじめに

新潟市行政区画審議会(以下、「審議会」という)は、平成17年4月27日に「行政区画の編成」と「区役所の位置」について、新潟市長から諮問を受けました。

諮問事項は、市民生活に身近で重要なものであるため、慎重な審議を進めてきました。

審議会では、合計8回の会議を開催しました。また円滑な運営を図るため検討委員会を設置して5回の会議を開催したほか、現地視察も2回行いました。

また、審議会では素案を公表して、素案に対する住民説明会を市内及び巻町の計22ヶ所で開催するとともに、市民の意見募集にも努めたところです。審議会ではこのような意見を踏まえて審議を重ね、本市における行政区画の編成及び区役所の位置に関する本審議会としての結論を得たものです。

1. 行政区画の編成について

行政区画の編成については、新潟市を8つの行政区に区画することとし、各行政区の区域は以下のとおりとします。

なお、各行政区の名称は、便宜上、1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区と表示します。

(1) 1区

北地区事務所所管区域・豊栄支所所管区域・横越支所所管区域の一部

松浜町の一部，松浜1丁目から8丁目まで，松浜本町1丁目から4丁目まで，松浜みなと，松浜東町1丁目から2丁目まで，松潟，新崎，新崎1丁目から3丁目まで，すみれ野1丁目から3丁目まで，濁川，濁川1丁目，つくし野1丁目から2丁目まで，名目所，名目所1丁目から3丁目まで，島見町，太夫浜，太郎代，神谷内，白勢町，松栄町，東栄町，新富町，三軒屋町，新元島町，西名目所，松浜新町，太夫浜新町1丁目から2丁目まで

朝日町1丁目から4丁目まで，彩野1丁目から4丁目まで，内島見，内沼，浦木，浦ノ入，大久保，大瀬柳，太田，大迎，岡新田，笠柳，上大月，上土地亀，上堀田，嘉山，嘉山1丁目から6丁目まで，川西1丁目から4丁目まで，木崎，葛塚，里飯野，下大谷内，下土地亀，新鼻，十二，須戸，須戸1丁目から5丁目まで，太子堂，高森，高森新田，鳥屋，豊栄石動1丁目から2丁目まで，豊栄大月，豊栄笹山，豊栄笹山東，豊栄下早通，豊栄東栄町1丁目から3丁目まで，豊栄長場，豊栄早通，豊栄早通北1丁目から6丁目まで，豊栄早通南1丁目から5丁目まで，豊栄美里1丁目から2丁目まで，樋ノ入，長戸，長戸呂，長戸呂新田，新井郷，灰塚，白新町1丁目から4丁目まで，浜浦，平林，仏伝，北陽1丁目から2丁目まで，前新田，三ツ屋，村新田，森下，柳原1丁目から6丁目まで，山飯野，横井，横土居

横越十二前

(2) 2区

中地区事務所所管区域・東地区事務所所管区域の一部・石山地区事務所所管区域の一部・亀田支所所管区域の一部

松島1丁目から3丁目まで、末広町、東新町、長者町、大山1丁目から2丁目まで、北葉町、古川町、古湊町、山の下町、神明町、浜町、臨港1丁目、臨港町2丁目から3丁目まで、臨海町、秋葉1丁目、秋葉通2丁目から3丁目まで、宝町、錦町、月見町、上王瀬町、王瀬新町、桃山町1丁目から2丁目まで、東臨港町、平和町、船江町1丁目から3丁目まで、松浜町の一部、根室新町、下山1丁目から3丁目まで、藤見町1丁目から2丁目まで、浜谷町1丁目から2丁目まで、空港西1丁目から2丁目まで、小金町1丁目から3丁目まで、小金台、物見山1丁目から4丁目まで、河渡1丁目から3丁目まで、松園1丁目から2丁目まで、松和町、幸栄1丁目から3丁目まで、太平1丁目から4丁目まで、鷗島町、沼垂、白銀1丁目から2丁目まで、有楽1丁目から3丁目まで、向陽1丁目から3丁目まで、河渡、河渡新町1丁目から2丁目まで、河渡本町

海老ヶ瀬、海老ヶ瀬新町、木工新町、大形本町、大形本町1丁目から6丁目まで、材木町、逢谷内、逢谷内1丁目から6丁目まで、寺山、寺山1丁目から3丁目まで、岡山、石動、本所、本所1丁目から3丁目まで、中興野、柳ヶ丘、一日市、津島屋1丁目から8丁目まで、新川町、松崎、新松崎1丁目から3丁目、山木戸、山木戸1丁目から8丁目まで、紫竹、紫竹1丁目から7丁目まで、紫竹山3丁目の一部、紫竹卸新町、竹尾、竹尾1丁目から4丁目まで、竹尾卸新町、卸新町1丁目から3丁目まで、中山1丁目から8丁目まで、牡丹山1丁目から6丁目まで、上木戸、上木戸1丁目から5丁目まで、はなみずき1丁目から3丁目まで、下木戸、下木戸1丁目から3丁目まで、中木戸、榎、榎町、豊1丁目から3丁目まで

粟山の一部、粟山1丁目から4丁目まで、石山、石山1丁目から6丁目まで、石山団地、下場、下場新町、下場本町、江南1丁目から6丁目まで、猿ヶ馬場、猿ヶ馬場1丁目から2丁目まで、新石山1丁目から5丁目まで、新岡山2丁目、兎池、東明1丁目から8丁目まで、中島、中島1丁目から2丁目まで、中野山の一部、中野山1丁目から7丁目まで、東中島1丁目から4丁目まで、東中野山1丁目から7丁目まで、南紫竹1丁目から2丁目まで、もえぎ野1丁目から3丁目まで、江口の一部、西野の一部、北山の一部

亀田中島4丁目の一部

(3) 3区

中央地区の一部・東地区事務所所管区域の一部・南地区事務所所管区域の一部・石山地区事務所所管区域の一部・亀田支所所管区域の一部

有明大橋町，有明台，学校町通三番町，川岸町1丁目から3丁目まで，汐見台，信濃町，関新1丁目から3丁目まで，関南町，関屋の一部，関屋大川前1丁目から2丁目まで，関屋御船蔵町，関屋金鉢山町，関屋金衛町1丁目から2丁目まで，関屋下川原町1丁目から2丁目まで，関屋昭和町1丁目から3丁目まで，関屋新町通1丁目から2丁目まで，関屋田町1丁目から4丁目まで，関屋浜松町，関屋本村町1丁目から2丁目まで，関屋松波町1丁目から3丁目まで，関屋恵町，浜浦町1丁目から2丁目まで，文京町，堀割町，弥生町，

相生町，曙町，旭町通一番町から二番町まで，医学町通一番町から二番町まで，礎町通一ノ町から六ノ町まで，礎町通上一ノ町，一番堀通町，営所通一番町から二番町まで，学校裏町，学校町通一番町から二番町まで，上大川前通一番町から十二番町まで，川端町1丁目から6丁目まで，北大畑町，北多門町，北浜通一番町から二番町まで，北毘沙門町，魁町，下旭町，下大川前通一ノ町から七ノ町まで，新島町通一ノ町から五ノ町まで，水道町1丁目から2丁目まで，住吉町，田中町，月町，寺裏通一番町から二番町まで，豊照町，中大畑町，並木町，西厩島町，西大畑町，西中町，西堀通一番町から十一番町まで，西堀前通一番町から十一番町まで，西湊町通一ノ町から二ノ町まで，白山浦1丁目から2丁目，白山浦新町通，花町，東厩島町，東大畑通一番町から二番町まで，東中通一番町から二番町まで，東堀通一番町から十三番町まで，東堀前通一番町から十一番町まで，東湊町通一ノ町から四ノ町まで，二葉町1丁目から3丁目まで，船場町1丁目から2丁目まで，古町通一番町から十三番町まで，本町通一番町から十三番町まで，本間町1丁目から3丁目まで，秣川岸通1丁目から2丁目まで，見方町，湊町通一ノ町から三ノ町まで，南大畑町，南多門町，南浜通一番町から二番町まで，南毘沙門町，南横堀町，雪町，横一番町，横六番町，芳町，寄居町，

赤坂町1丁目から3丁目まで，稻荷町，入船町1丁目から6丁目まで，祝町，浮洲町，海辺町一番町から二番町まで，烏帽子町，翁町1丁目から2丁目まで，寄附町，窪田町，窪田町1丁目から7丁目まで，寿町1丁目から2丁目まで，栄町1丁目から3丁目まで，菅根町，田町1丁目から3丁目，忠蔵町，附船町1丁目から3丁目まで，寺山町，西受地町，西船見町，西湊町通三ノ町から四ノ町まで，解川岸町，早川町1丁目から3丁目まで，東入船町，東受地町，雲雀町，船見町1丁目から2丁目まで，本町通十四番町，松岡町，緑町，湊町通四ノ町，室町1丁目から2丁目まで，元祝町，元下島町，柳島町1丁目から4丁目まで，山田町1丁目から2丁目まで，夕栄町，横七番町通1丁目から5丁目まで，四ツ屋町1丁目から3丁目まで，寄合町

西馬越，本馬越，本馬越 1 丁目から 2 丁目，鏡が岡，日の出 1 丁目から 3 丁目まで，沼垂東 1 丁目から 6 丁目まで，竜が島 1 丁目から 2 丁目まで，沼垂西 1 丁目から 3 丁目まで，蒲原町，長嶺町，花園 1 丁目から 2 丁目まで，明石 1 丁目から 2 丁目まで，東万代町，天明町，三和町，万代島，万代 1 丁目から 6 丁目まで，春日町，水島町，八千代 1 丁目から 2 丁目まで，東大通 1 丁目から 2 丁目まで，弁天 1 丁目から 3 丁目まで，南万代町

愛宕 1 丁目から 3 丁目まで，鑑 1 丁目から 3 丁目まで，鑑西 1 丁目から 2 丁目まで，網川原，網川原 1 丁目から 2 丁目まで，近江 1 丁目から 3 丁目まで，上近江 1 丁目から 4 丁目，大島，親松，上所 1 丁目から 3 丁目まで，上所上 1 丁目から 3 丁目まで，上所中 1 丁目から 3 丁目まで，神道寺，神道寺 1 丁目から 3 丁目まで，神道寺南 1 丁目から 2 丁目，小張木，小張木 1 丁目から 3 丁目まで，幸町，幸西 1 丁目から 4 丁目まで，桜木町，笹口，笹口 1 丁目から 3 丁目まで，紫竹山，紫竹山 1 丁目から 2 丁目まで，紫竹山 3 丁目の一部，紫竹山 4 丁目から 7 丁目まで，下所島，下所島 1 丁目から 2 丁目まで，新光町，新和 1 丁目から 4 丁目まで，天神 1 丁目から 2 丁目，天神尾 1 丁目から 2 丁目，出来島，出来島 1 丁目から 2 丁目まで，鳥屋野，鳥屋野 1 丁目から 4 丁目まで，東幸町，東出来島，堀之内，堀之内南 1 丁目から 3 丁目まで，美咲町 1 丁目から 2 丁目まで，南笹口 1 丁目から 2 丁目まで，南出来島 1 丁目から 2 丁目まで，女池，女池 1 丁目から 8 丁目まで，女池上山 1 丁目から 5 丁目まで，女池北 1 丁目，女池神明 1 丁目から 3 丁目まで，女池西 1 丁目から 2 丁目まで，女池東 1 丁目，女池南 1 丁目から 3 丁目まで，米山，米山 1 丁目から 6 丁目まで，和合町 1 丁目から 3 丁目まで，

久蔵興野の一部，鐘木の一部，太右工門新田の一部，高美町，鍋淵新田の一部，上沼，俵柳の一部

姥ヶ山の一部，姥ヶ山 1 丁目から 6 丁目まで，京王 1 丁目から 3 丁目まで，高志 1 丁目から 2 丁目まで，清五郎の一部，長瀧の一部，長瀧 1 丁目から 3 丁目まで，弁天橋通 1 丁目から 3 丁目まで，南長瀧，美の里，山二ツの一部，山二ツ 1 丁目から 5 丁目まで

大字鶴ノ子の一部，大字亀田早通の一部

(4) 4区

石山地区事務所所管区域の一部・南地区事務所所管区域の一部

横越支所所管区域の一部・亀田支所所管区域の一部

粟山の一部，姥ヶ山の一部，清五郎の一部，中野山の一部，長瀧の一部，山二ツの一部，江口の一部，大淵，北山の一部，蔵岡，笹山，直り山，西野の一部，西山，細山，松山，丸山，丸山ノ内善之丞組，茗荷谷

天野，天野1丁目から3丁目まで，祖父興野，嘉木，久蔵興野の一部，鐘木の一部，楚川，曾川，曾野木1丁目から2丁目まで，太右工門新田の一部，俵柳の一部，鍋瀧新田の一部，丸瀧新田，嘉瀬，上和田，酒屋町，花ノ牧，平賀，舞瀧，両川1丁目から2丁目まで，和田，割野

茜ヶ丘，阿賀野1丁目から2丁目まで，いぶき野1丁目から2丁目まで，うぐいす1丁目から2丁目まで，木津1丁目から5丁目まで，木津，木津工業団地，小杉1丁目から5丁目まで，小杉，駒込1丁目から2丁目まで，駒込，沢海1丁目から3丁目まで，沢海，二本木1丁目から5丁目まで，二本木，平山，藤山1丁目から2丁目まで，藤山，横越，横越上町1丁目から5丁目まで，横越川根町1丁目から5丁目まで，横越中央1丁目から8丁目まで，横越東町1丁目から2丁目まで

泉町1丁目から5丁目まで，稲葉1丁目から3丁目まで，鶉ノ子1丁目から5丁目まで，大字鶉ノ子の一部，大字荻曾根，大字貝塚，大字亀田，大字亀田ノ内高山，大字城所，大字砂崩，大字茅野山，大字泥瀧，大字亀田長瀧，大字亀田早通の一部，大字袋津，大字船戸山，大字丸瀧，荻曾根1丁目から5丁目まで，亀田曙町1丁目から5丁目まで，亀田旭1丁目から4丁目まで，亀田東町1丁目から4丁目まで，亀田大月1丁目から3丁目まで，亀田工業団地1丁目から3丁目まで，亀田向陽1丁目から4丁目まで，亀田下早通1丁目から2丁目まで，亀田新明町1丁目から5丁目まで，亀田水道町1丁目から5丁目まで，亀田中島1丁目から3丁目まで，亀田中島4丁目の一部，亀田長瀧1丁目，亀田早通1丁目から6丁目まで，亀田本町1丁目から4丁目まで，亀田緑町1丁目から4丁目まで，亀田四ツ興野1丁目から5丁目まで，五月町1丁目から3丁目まで，早苗1丁目から4丁目まで，城所1丁目から2丁目まで，城山1丁目から4丁目まで，砂岡1丁目から5丁目まで，砂山1丁目から2丁目まで，諏訪1丁目から3丁目まで，芽野山1丁目から3丁目まで，手代山1丁目から2丁目まで，所島1丁目から2丁目まで，西町1丁目から6丁目まで，東早通1丁目から4丁目まで，東船場1丁目から5丁目まで，東本町1丁目から5丁目まで，日水1丁目から3丁目まで，袋津1丁目から6丁目まで，船戸山1丁目から5丁目まで，丸瀧1丁目，元町1丁目から5丁目まで

(5) 5 区

新津支所所管区域・小須戸支所所管区域

朝日，安部新，安養寺，市新，市之瀬，飯柳，梅ノ木，浦興野，浦沢，大秋，大鹿，大関，岡田，荻島，荻島 1 丁目から 3 丁目まで，荻野町，覚路津，金沢町 1 丁目から 4 丁目まで，金津，金屋，柄目木，蒲ヶ沢，川口，川根，北，北潟，北上，北上 1 丁目から 3 丁目まで，北上新田，草水町 1 丁目から 3 丁目まで，栗宮，車場，車場 1 丁目から 5 丁目まで，こがね町，小口，古田，古田ノ内大野開，小戸上組，小戸下組，子成場，小屋場，さつき野 1 丁目から 3 丁目まで，塩谷，下興野，下興野町，下条，下新，新栄町，新金沢町，新郷屋，新町 1 丁目から 3 丁目まで，善道，善道町 1 丁目から 2 丁目まで，田家，田家 1 丁目から 3 丁目まで，大安寺，大蔵，滝谷町，滝谷本町，田屋，次屋，出戸，中沢町，中新田，中野，中野 1 丁目から 5 丁目まで，中村，七日町，新津，新津秋葉 1 丁目から 3 丁目まで，新津田島，新津東町 1 丁目から 3 丁目まで，新津福島，新津本町 1 丁目から 4 丁目まで，新津緑町，新津四ツ興野，西金沢，西島，西古津，日宝町，羽下，東金沢，東島，船越，古津，程島，牧ヶ鼻，満願寺，南町，美幸町 1 丁目から 3 丁目まで，結，山谷町 1 丁目から 3 丁目まで，吉岡町，六郷，蕨曾根，割町

天ヶ沢新田，鎌倉新田，小須戸，小向，新保，水田，舟戸 1 丁目から 2 丁目まで，松ヶ丘 1 丁目，矢代田，横川浜，竜玄新田

(6) 6 区

白根支所所管区域・味方支所所管区域の一部・月潟支所所管区域の一部

赤渋，朝捲，鯨潟，鯨潟 1 丁目，飯島新田，和泉，犬帰新田，茨曾根，
鑄物師興野，兔新田，牛崎，白井，白井ノ内小平次新田，獺ヶ通，浦梨，
大通 1 丁目から 2 丁目まで，大通黄金 1 丁目から 7 丁目まで，大通西，
大通南 1 丁目から 5 丁目まで，沖新保，上浦，上木山，上塩俵，上新田，
上道潟，上八枚，神屋，北田中，櫛笥，蜘蛛興野，小坂，小蔵子，七軒，
七軒町，清水，下木山，下塩俵，下道潟，下道潟下新田，下八枚，下八
枚ノ内小見新田，下山崎，十五間，十二道島，上下諏訪木，庄瀬，次郎
右工門興野，白根，白根東町 1 丁目，白根魚町，白根ノ内七軒，白根水
道町，白根中山，白根日の出町，白根古川，白根四ツ興野，新生町 1 丁
目から 4 丁目まで，新山崎町 1 丁目から 3 丁目まで，助次右工門組，蔵
主，大郷，田尾，高井興野，高井東 1 丁目から 3 丁目まで，天王新田，
戸石新田，戸頭，中小見，中塩俵，鍋潟，新飯田，西笠巻，西笠巻新田，
西酒屋，根岸，能登，能登 1 丁目から 2 丁目まで，東笠巻，東笠巻新田，
東萱場，菱潟，菱潟新田，引越，平潟，平潟新田，古川新田，平成町，
保坂，堀掛，真木新田，松橋，万年，南田中，山崎興野，鷲ノ木新田

味方の一部，居宿，大倉，大倉新田，山王，山王新田，七穂，西白根，
吉江，吉田新田

大別菅，上曲通，木滑，下曲通，月潟，釣寄，釣寄新の一部，西萱場，
東長島

(7) 7区

中央地区の一部・坂井輪地区事務所所管区域・西地区事務所所管区域・黒埼支所所管区域・西川支所所管区域の一部・巻町の一部

関屋の一部・関屋堀割町

青山，青山1丁目から8丁目まで，青山新町，青山水道，有明町，五十嵐東1丁目から3丁目まで，浦山1丁目から4丁目まで，大野，上新栄町，上新栄町1丁目から6丁目まで，亀貝，小新，小新1丁目から4丁目まで，小新西1丁目から3丁目まで，小新南1丁目から2丁目まで，小新大通1丁目から2丁目まで，小針1丁目から8丁目まで，小針上山，小針が丘，小針台，小針西1丁目から2丁目まで，小針藤山，小針南，小針南台，坂井，坂井1丁目から3丁目まで，坂井砂山1丁目から4丁目まで，坂井東1丁目から6丁目まで，新田，新通，新通西1丁目から2丁目まで，須賀，大学南1丁目から2丁目，寺尾，寺尾朝日通，寺尾上1丁目から6丁目まで，寺尾北1丁目から2丁目まで，寺尾台1丁目から3丁目まで，寺尾中央公園，寺尾西1丁目から5丁目まで，寺尾東1丁目から3丁目まで，寺尾前通1丁目から3丁目まで，西有明町，西小針台1丁目から3丁目まで，東青山1丁目から2丁目まで，平島，平島1丁目から3丁目まで，真砂1丁目から4丁目まで，松海が丘1丁目から4丁目まで，松美台，的場流通1丁目から2丁目まで，流通センター1丁目から6丁目まで

内野町，五十嵐1の町から3の町，五十嵐3の町北，五十嵐3の町中，五十嵐3の町西，五十嵐3の町東，五十嵐3の町南，内野上新町，内野戸中才，内野早角，内野渦端，内野関場，内野渦向，内野崎山，内野長渦，五十嵐下崎山，五十嵐中島，内野中浜，新中浜1丁目から6丁目まで，五十嵐上崎山，五十嵐中島1丁目から5丁目まで，五十嵐西，内野山手1丁目から2丁目まで，内野西1丁目から3丁目まで，坂田，赤塚，藤蔵新田，山崎，神山，東山，木山，谷内，中権寺，みずき野1丁目から6丁目まで，勘助郷屋，小見郷屋，藤野木，早渦，小瀬，道河原，金巻新田，田島，曾和，明田，保古野木，前野外新田，中野小屋，田渦，大友，笠木，高山，楨尾

金巻，鳥原，立仏，寺地，善久，山田，小平方，鳥原新田，板井，木場，大渦，黒鳥，北場，大野町，流通1丁目から3丁目まで，緒立流通1丁目から2丁目まで，ときめき東1丁目，ときめき西1丁目から4丁目まで

與兵衛野新田の一部

巻町の一部（四ツ郷屋）

(8) 8 区

岩室支所所管区域・西川支所所管区域の一部・潟東支所所管区域・中之口支所
所管区域・味方支所所管区域の一部・月潟支所所管区域の一部・巻町の一部

油島，新谷，石瀬，岩室温泉，植野新田，潟上，金池，北野，久保田，
栄，猿ヶ瀬，白鳥，高橋，高畑，津雲田，富岡，夏井，西中，西長島，
西船越，橋本，原，樋曾，間瀬，南谷内，横曾根，和納

卯八郎受の一部，浦村新田，大潟村古新田，大潟村古新田受，大関村古
新田，押付，貝柄，貝柄新田，川崎，熊潟新田，桑山，真田，三角野新
田，鮪，善光寺，善光寺村受，曾根，天竺堂，西川下山，西中島，西松
崎，西汰上，旗屋，旗屋村受の一部，兵右衛門新田，平野，堀上新田，
榎島，升岡新田，升潟，矢島，與兵衛野新田の一部

井随，茨島，今井，卯八郎受の一部，遠藤，遠藤村受，大曾根，大原，
潟東美里，国見，熊谷，熊谷村受，桑山村受，五之上，三方，称名，富
出村外新田受，新飯田潟，新飯田潟上新田，新飯田潟下新田，旗屋村受
の一部，番屋，松崎村外新田受，水沢新田，南，山口新田，山口新田村
受，横戸，横戸村受，鎧潟

打越，姥島，潟浦新，上小吉，高野宮，河間，小吉，道上，中之口，中
之口長場，羽黒，針ヶ曾根，東小吉，東中，東船越，真木，牧ヶ島，三
ツ門，南福島，門田，六分

味方の一部

釣寄新の一部

巻町の一部（四ツ郷屋を除く）

2 . 区役所の位置について

各行政区の区役所の位置については、以下のとおりとします。

- 1 区 豊栄支所（新潟市葛塚 3 1 9 7 番地）
- 2 区 中地区事務所（新潟市古川町 4 番 1 2 号）
- 3 区 新潟市役所本庁舎（新潟市学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1）
- 4 区 亀田支所（新潟市泉町 3 丁目 4 番 5 号）
- 5 区 新津支所（新潟市程島 2 0 0 9 番地）
- 6 区 白根支所（新潟市白根 1 2 3 5 番地）
- 7 区 坂井輪地区事務所（新潟市寺尾東 3 丁目 1 4 番 4 1 号）
- 8 区 巻町役場（西蒲原郡巻町大字巻甲 2 6 9 0 番地 1）

3 . 附帯意見

審議会では行政区画の編成などについて、鋭意検討し議論を重ねてきたところですが、以下の事項については、今後特段の配慮を払われることを要望します。

- (1) 政令指定都市移行に向けて、区役所の機能や行政区におけるまちづくりのあり方など「政令指定都市新潟」の姿について、積極的な情報提供に努め住民の理解を得るよう配慮すること。
- (2) 住民の利便性を考慮し、区内及び区間の交通網の具体的な整備を検討すること。
- (3) 河川の対岸に旧市町村地域が一部残る箇所、いわゆる「飛び地」を解消するよう、明瞭な地形地物である河川で区画した。
しかしながら、1区とした横越地区の十二前地区については、当該地区住民の意見を市当局で確認の上、調整をすること。
- (4) 既存施設の活用を最大限行う方針で審議した結果、移行時の区役所位置を答申のとおりとした。しかしながら、施設によっては区における位置、施設規模、老朽度等課題が残るところもあることから、政令市移行後に住民の意向を踏まえて、適地への新設も含めて検討をすること。
- (5) 区役所に出張所を設置することができるが、特に区役所から遠隔地にある地域については、区役所機能を補完する意味において出張所等を設置すること。

答申にあたって

1 審議経過

「新潟市行政区画審議会」は平成 17 年 4 月 27 日に新潟市長から「行政区画の編成」と「区役所の位置」について諮問を受けました。

審議会では、まず「行政区画編成基準」と「区役所設置基準」を定めました。これは、行政区画の編成と区役所の位置を決めるにあたり、特に重要なことについて先行政令指定都市の例などを参考に、新潟市における地域事情を考慮して作成しました。またこの基準は、すべてを満たさなければならないものではなく、区割りや区役所の位置を検討する際にどのような点を重視すべきかという指針であり、これら基準とこれまでの住民意見や地域の状況、将来のまちづくりの方向などを総合的に考慮し「素案」として取りまとめました。

審議会では、素案に対する住民意見を聞くため住民説明会を 7 月 16 日から 31 日まで、市内及び巻町の計 22 カ所で開催しました。住民説明会では、各地域から延べ 1,577 名の住民の参加をいただき、136 件のご意見をいただきました。

また、意見募集では、計 1,033 件の意見をいただきました。

審議会では、その意見を受けて更に審議を重ね、本答申に至ったものです。

2 行政区画編成基準

基準項目	基準の概要
人口規模	<p>既存の政令市を見ると、指定時には、1区あたりの人口規模はばらつきがあるものの、平均した人口規模は、概ね10万人から20万人程度となっている。</p> <p>人口規模が小さいと行政区の数が多くなり、行政の効率性が損なわれることが考えられるが、一方、分権型政令指定都市の実現を目指し、行政サービスの提供や住民との協働のまちづくりを考えると、小回りの利く人口規模が求められる。</p> <p>以上を考慮すると、人口規模は、10万人程度が適当であると考えられる。1区あたりの人口は地形・地物や歴史的沿革などから画一的に設定することは適当でないが、全区の平均としては概ね10万人とする。</p>
地形、地物、面積	<p>明瞭な地形・地物は誰でもが認識しやすく、社会生活上の大きな分断要素であることから、これを区画線とするように考慮する。</p> <p>区の中心地まで遠いと感じられない距離 (時間距離がバス・自転車で概ね30分)</p>
地域の一体性、沿革、歴史、地縁的感情	<p>市民との協働により、地域の個性や特性を生かしたまちづくりを進めるために、市町村の区域を越えて一体感を有する歴史的沿革や地縁的つながりを考慮する。鉄道・道路等の交通網や、土地利用の一体性など、地域の結びつきを考慮する。</p>
自治・町内会の区域	<p>自治・町内会などの地域コミュニティや町字の区域を考慮する。</p>
学校区	<p>小中学校の通学区域を分断しないよう考慮する。</p>
行政機関の所管区域の一致	<p>郵便局・警察署等の所管区域、地域の土地利用、交通体系及び都市計画などの状況について考慮する。</p>
土地利用状況、都市計画、地域開発状況の変化	
旧市町村の区域	<p>新市を構成する旧市町村は、そこに暮らす住民の日常生活における地域の一体感・帰属意識の源であり、これまで培ってきた伝統・文化・歴史の基礎的な枠組みとなっている。従って、旧新潟市を除く合併関係市町村については、旧市町村界を分断しないこととする。また、旧新潟市は人口規模からいって、旧市域をいくつかに分ける必要があるが、その場合には、支所・出張所の境界を基本的に区画線とするよう努める。</p>

3 区役所設置基準

基準項目	基準の概要
交通の利便性	区民にとって、交通条件のよい位置が望ましい。
区内住民の日常生活上の利便性	区役所の利用に際しては、日常生活上の利便性を高めるため、他の公共施設・機関、商業サービス機能が一応の水準で蓄積されている地点が望ましい。
既存施設の利用	支所や地区事務所などは、これまでも長年その場所でサービスを提供し、地域住民にその位置も浸透していることなど、既存施設の有効利用を最大限考慮する。
用地確保の可能性	区役所は住民との協働の拠点となるなど、その用地はゆとりある広さであることが望ましい。 現実的条件として、適当な規模の用地が確保できる可能性があること。
地域的发展の動向	将来における地域開発や道路整備等、把握できる範囲の地域發展の方向性を予測した上で位置を決めることが望ましい。

4 本答申の考え方

本答申に対する審議会の考えは、以下の通りです。

(1) 区の数を 8 区とした理由

審議会は、当初は区の数にこだわらないということを確認した上で検討を始めました。審議にあたっては、市が行った合計 2 回の区割りについての住民意見を踏まえつつ、「行政区画編成基準」と「区役所設置基準」に基づいて論点の整理を行い、以下の 2 点について最も重要であると判断しました。

今後のまちづくりの主体となるのは、そこに居住する住民であること。

その住民の意見を全体とのバランスをとる中で最大限尊重すること。

その結果、地域の皆さんの意見を尊重するとともに、生活圈や動線軸、まちづくりの方向を考慮し、全体の調和をとるためには、8 区が適当であるという結論となりました。

効率性を考えれば区の数はい少ない方がよいと考えられますが、住民と行政が協働して今後のまちづくりを行うためには、

地域の繋がりを尊重し、コミュニティの力を活かすことが必要である。

住民が自らが属する行政区を身近に感じられる距離の範囲が必要である。

という点から、行政区は 8 区とすることが適当であると判断したものであり、このことは分権型政令指定都市の理念にも合致するものと考えます。

また、区が増えることによる経費については、既存施設を最大限利用したり、行政改革を進めたりすることにより、適切な対応が可能と判断したところです。

(2) 各区の考え方

1 区

阿賀野川以北の旧北蒲原郡としての歴史的沿革・地縁的つながりを考慮し一つの区としました。

新潟東港とその周辺に貿易・物流・工業関係の施設や企業が集積し、国際物流拠点としてのまちづくりが行われています。また、阿賀野川、福島潟等は潤いのある憩いの場として整備されており、豊かな自然環境に恵まれた快適な居住環境整備が進められている地域です。

2 区

新潟市の区域の内、信濃川以東で古くからの中心地から東側に伸展した市街地のまとまりを考慮し一つの区としました。

県内及び近隣県の中核としての新潟空港を有し、国際交流や国内各地との交流のネットワークの拠点となっています。また新潟みなとトンネルなど港湾施設の整備も進み、人とももの交流の場が創出されることが期待されている地域です。

3区

新潟市の区域の内、古くからの中心地である中央地区（関屋分水路以西を除く）及び沼垂地区に加え、新市の中心部としての一体性を考慮し、県庁周辺の鳥屋野地区及び山潟地区を含め一つの区としました。

県内及び近隣県の中核拠点として高次の都市機能が集積し、港湾、駅などの整備により人とのものの交流の場が創出されています。また、新潟駅連続立体交差事業による新たな動線軸の形成も見込まれている地域です。

4区

亀田郷という歴史的・地縁的つながりを考慮し一つの区としました。

区内に広がる広大な農地では水稲や園芸作物等が生産され、大食料基地となっています。

また、国道 49 号等の幹線道路や J R 信越本線などの交通の要衝であることから、大規模商業施設や福祉文教施設を活用した人・物が交流するまちづくりが進められている地域です。

5区

小阿賀野川以南の信濃川と阿賀野川に囲まれた区域で、J R 信越本線や国道 403 号などの道路のつながりを考慮し一つの区としました。

恵まれた自然環境の保全に努めながら、快適な居住環境の整備を目指したまちづくりが進められています。また食料や医薬関連の研究開発と新規起業を促すバイオリサーチパーク構想も推進されている地域です。

6区

中ノ口川沿いの西蒲原地域と「白根郷」の結びつきを考慮し一つの区としました。信濃川、中ノ口川両河川によって育まれる広大な農地の広がりによって代表される豊かな自然環境と調和した居住環境の整備が行われるとともに、ものづくりや観光を通じた賑わいのあるまちづくりが進められている地域です。

7区

旧新潟市の区域の内、信濃川及び関屋分水路以西の区域で、J R 越後線や国道 116 号などの道路のつながりと、市街地の広がりなどを考慮し、一つの区としました。

豊かな自然環境の保全活用に努めながら、居住環境の整備が進められています。また、高度な学術研究機関としての大学が区内に複数存在することから、学術と文化が交流するまちづくりが世代を超えた住民の参画により進められている地域です。

8区

西蒲原地域としてのまとまりと J R 越後線や国道 116 号などの道路のつながりを考慮し一つの区としました。

巻・潟東インターチェンジが設置される等、高速交通網の整備も進んでいる地域であり、自然環境と調和した居住環境の整備が進められています。また、温泉や海岸等恵まれた観光資源を生かした観光地として、人々の憩いと交流の場としてのまちづくりも進められている地域です。

なお審議会では、行政区画の編成及び区役所の位置について、素案をもとに広く住民の意見を伺いました。意見は、市内全域から寄せられ、その内容は行政区画や区役所の位置はもとより、公共交通のあり方など多岐にわたるものでした。また歴史的背景や地縁的つながりを重視してほしいという意見が多く寄せられるなど、まちづくりに対する熱意が感じられるものでした。

審議会では、寄せられた意見を踏まえ慎重に議論を重ねる中で、今後の新潟市がめざす分権型のまちづくりのためには、住民意見を最大限尊重する必要があると判断し、将来的な発展性や全体のバランスも考慮する中で各々検討し、以下の箇所以外は素案のとおりとした。

2区・3区の境界について

素案では、小学校通学区域を尊重して区画線としたところですが、「山木戸」を分断しないでほしいという意見、「紫竹」を分断しないでほしいという住民意見がありました。それら意見を受けて審議する中で、行政区が設置されても通学区域は変更されないことから、それぞれの地域の日常生活での一体性を尊重し、山木戸1丁目から8丁目及び紫竹1丁目から7丁目を2区とするよう区画線を変更しました。

3区・4区の境界について

素案では、明瞭な地形地物である高速道路で区画したところですが、曾野木地区において、自治会の分断や亀田郷としての一体性を考慮してほしいとの意見が多く寄せられました。それら意見を受けて、地区の一体性の範囲をどの程度とするかや小学校の通学区域等を考慮に入れて検討を行った結果、高速道路と同様に明瞭な地形地物である鳥屋野潟放水路と県道新潟亀田内野線に区画線を変更しました。

2区・4区の境界について

素案では、明瞭な地形地物である高速道路で区画したところですが、高速道路により江口地区の2世帯が区画線北側に位置することで2区となり、江口地区の大部分が含まれる4区とは異なる区に所在することとなりました。

このことに対して、自治会や集落としてのまとまりを考慮するならば、江口地区を分断することは適当でないとの意見があり、その意見を受けて、この2世帯については4区に含めるよう区画線を変更しました。

6区と8区の境界について

素案では、中ノ口川沿いのつながりや将来のまちづくりの観点、さらには新市全体の整合性を踏まえて、6区における協働を期待して中之口地区を6区として住民意見を聞くこととしました。

この素案については、「歴史的つながり」などから8区を希望するという中之口地区の多数の意見が寄せられました。また、住民説明会においても同様の理由で多くの発言がありました。

一方、6区のままがよいという意見も寄せられ、住民説明会でも同様の意見が出されました。

審議会においては、このような経緯を踏まえつつ審議する中で、住民の動線や将来的なまちづくりを重視すべきという意見、住民からの意見を重視すべきという意見、住民意見もすべてが8区というわけではないという意見が出るなど、この件については非常に長時間かつ多様な議論を重ねました。

答申にあたっては、旧中之口村総合計画に見られるように、巻・潟東インターチェンジを核とした地域発展を長年にわたり希求してきたこと、西蒲原地域との歴史的、心理的な連帯感や今後のまちづくりの主体である住民の声を尊重するという観点から中之口地区を8区にしました。

なお、中之口地区が8区になっても、6区の考え方は変わるものではありません。また、6区の人口が5万人を割ることとなりますが、先行政令市にも5万人未満の区があるように、区の運営には問題がないと考えたところです。

河川による飛び地の解消について

素案では、旧市町村界を重視し、河川対岸に旧市町村の一部が残る地域、いわゆる「飛び地」をそのままに行政区画の編成を行ってきました。

この素案については、明瞭な地形である河川を区画線とすべきという住民意見が寄せられており、このような経緯を踏まえて審議する中で、将来的なまちづくりの観点から、わかりやすい河川を区画線としました。

ただし、居住者のいる地域については別途調整が必要と考え、附帯意見に盛り込んだところです。

(3)区役所位置について

区役所位置の検討にあたっては、区役所での住民サービスのうち、戸籍・住民票・税や印鑑の証明など、住民生活において基本となるサービスについては、どこの区役所でも手続きができるという、市の基本的な考えを踏まえて次のように決定しました。

1区は、既存施設の活用と施設規模の面から、豊栄支所としました。

2区は、既存施設の活用と2区内の活用可能施設の中での施設規模の観点から、中地区事務所としました。

3区は、既存施設の活用と交通の利便性の面から、市役所本庁舎としました。

4区は、既存施設の活用と施設規模の面から、亀田支所としました。

5区は、既存施設の活用と施設規模の面から、新津支所としました。

6区は、既存施設の活用と施設規模の面から、白根支所としました。

7区は、既存施設の活用と交通の利便性の面から、坂井輪地区事務所としました。

8区は、既存施設の活用と他の行政機関の集積の面から巻町役場としました。